



栃木県公報

令和2(2020)年
10月12日(月)
号 外
第54号

目 次 条 例

○栃木県手数料条例の一部改正	2
○栃木県県税条例の一部改正	5
○水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正	6
○栃木県安心子ども基金条例の一部改正	8
○栃木県都市公園条例の一部改正	8
○栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部改正	12
○栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正	13

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県手数料条例の一部改正(栃木県条例第37号)

- 1 漁業法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(別表第1関係)
- 2 この条例は、一部を除き、令和2(2020)年12月1日から施行することとしました。

◇栃木県県税条例の一部改正(栃木県条例第38号)

- 1 法人県民税に係る法人税割の税率の特例措置について、適用期間を5年間延長して令和8(2026)年4月30日までとすることとしました。
- 2 地方税法の一部改正により、法人税において連結納税制度から通算制度へ移行することに併せて所要の措置が講じられたことに伴い、法人県民税に係る法人税割の税率の特例措置について、所要の規定の整備をすることとしました。(以上附則第21条及び第22条関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、2及び(2)は、令和4(2022)年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正(栃木県条例第39号)

- 1 地方卸売市場に係る県の上乗せ排水基準を中央卸売市場等を含めた卸売市場に係る県の上乗せ排水基準とすることとしました。(別表関係)
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、令和2(2020)年11月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県安心子ども基金条例の一部改正(栃木県条例第40号)

- 1 保育所の計画的な整備等を促進し、安心して子育てができる環境の整備を図る事業について、引き続き令和5(2023)年度まで実施するため、所要の規定の整備をすることとしました。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県都市公園条例の一部改正(栃木県条例第41号)

- 1 栃木県総合運動公園の駐車場の使用料の額を定めることとしました。(第12条、第14条の2及び別表第1関係)
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部改正(栃木県条例第42号)

- 1 栃木県高等学校等修学資金の返還に係る延滞金の利率を6月について1.5%(現行2.5%)に引き下げることとしました。(第10条関係)
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和2(2020)年11月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正(栃木県条例第43号)

- 1 栃木県総合運動公園北・中央エリアに新たに設置される多目的広場(投てき場)及び合宿所の会議室の使用料の額を定めることとしました。
- 2 栃木県総合運動公園北・中央エリアの合宿所の使用料の額を引き上げることとしました。(以上第3条及び別表関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
 - (3) 栃木県都市公園条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 二 栃木県県税条例の一部を改正する条例
- 三 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
- 四 栃木県安心子ども基金条例の一部を改正する条例
- 五 栃木県都市公園条例の一部を改正する条例
- 六 栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 七 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

令和二年十月十二日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十七号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例(昭和二十一年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一(第二条、第三条、第五条関係)		別表第一(第二条、第三条、第五条関係)	
事務	金額	事務	金額
一〇三三三〇 略		一〇三三三〇 略	
三百三十九 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十九条第一項の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	略	三百三十九 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	略
三百四十 漁業法第七十二条第六項の規定に基づく団体漁業権(共同漁業権を除く。)の共有の認可の申請に対する	略	三百四十 漁業法第十四条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定に基づく漁業権の共有の認可の申請に対する	略

審査		審査	
三百四十一 漁業法 第七十六条第一項 の規定に基づく漁 業権の分割又は変 更の免許の申請に 対する審査	略	三百四十一 漁業法 第二十二條第一項 の規定に基づく漁 業権の分割又は変 更の免許の申請に 対する審査	略
三百四十二 漁業法 第七十八条第二項 の規定に基づく個 別漁業権 を目的とす る抵当権の設定の 認可の申請に対す る審査	略	三百四十二 漁業法 第二十四條第二項 の規定に基づく定 置漁業権又は区画 漁業権を目的とす る抵当権の設定の 認可の申請に対す る審査	略
三百四十三 漁業法 第七十九条第一項 ただし書の規定に 基づく個別漁業権 の 移転の認可の申請 に対する審査	略	三百四十三 漁業法 第二十六條第一項 ただし書の規定に 基づく定置漁業権 又は区画漁業権の 移転の認可の申請 に対する審査	略
三百四十四 漁業法 第八十八条第一項 (同条第五項にお いて準用する場合 を含む。)の規定 に基づく休業中の 漁業の許可の申請 に対する審査	略	三百四十四 漁業法 第三十六條第一項 (同条第四項にお いて準用する場合 を含む。)の規定 に基づく休業中の 漁業の許可の申請 に対する審査	略
三百四十五及び三百 四十六 削除		三百四十五 漁業法 第六十五条第一項 又は第六十六条第 一項の規定に基づ く五トン以上の漁 船を使用して行う 漁業に係る漁業の 許可の申請に対す る審査	二千九百円
		三百四十六 漁業法 第六十五条第一項 又は第六十六条第 一項の規定に基づ く五トン以上の漁 船を使用して行う 漁業に係る漁業許 可の変更の許可の	二千四百円

		申請に対する審査	
三百四十七〜三百四十九 略		三百四十七〜三百四十九 略	
三百五十 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第四条第一項又は第三項の規定に基づき肥料の登録の申請に対する審査	1 肥料の品質の確保等に関する法律第四条第一項第六号の肥料の登録 一万八千円 2 略	三百五十 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第四条第一項又は第二項の規定に基づき肥料の登録の申請に対する審査	1 肥料取締法 第四条第一項第六号の肥料の登録 一万八千円 2 略
三百五十一 肥料の品質の確保等に関する法律第十二条第二項の規定に基づき肥料の登録の更新の申請に対する審査	1 肥料の品質の確保等に関する法律第四条第一項第六号の肥料の登録の更新 三千六百元 2 略	三百五十一 肥料取締法第十二条第二項の規定に基づき肥料の登録の更新の申請に対する審査	1 肥料取締法 第四条第一項第六号の肥料の登録の更新 三千六百元 2 略
三百五十二〜三百六十九 略		三百五十二〜三百六十九 略	
三百六十九の二 家畜改良増殖法第十三条の規定に基づき家畜人工授精師免許証の書換え	千七百円		
三百六十九の三 家畜改良増殖法第十三条の規定に基づき家畜人工授精師免許証の再交付	千七百円		
三百七十 略		三百七十 略	
三百七十一及び三百七十二 削除		三百七十一 家畜改良増殖法第三十二条の規定に基づき家畜人工授精師免許証の書換え	千七百円
		三百七十二 家畜改良増殖法第三十二条の規定に基づき家畜人工授精師免許証の再交付	千七百円
三百七十二〜五百十七 略		三百七十二〜五百十七 略	
備考 略	備考 略		

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、別表第一の三百六十九の項の次に三百六十九の二の項及び三百六十九の三の項を加える改正規定並びに同表三百七十一の項及び三百七十一の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(文書学事課)

栃木県条例第三十八号

栃木県県税条例の一部を改正する条例

第一条 栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>第二十一条 平成八年五月一日から令和八年四月三十日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第三十一条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。</p>	<p>附 則 (県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>第二十一条 平成八年五月一日から令和三年四月三十日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第三十一条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。</p>

第二条 栃木県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>第二十一条 平成八年五月一日から令和八年四月三十日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第三十一条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。</p> <p>(県民税における中小法人等に対する不均一課税)</p> <p>第二十二条 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第十九条第四項において法人とみなされるものであつて、かつ、各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年千円以下の法人に対する当該事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に一・八分の〇・八を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないものであ</p>	<p>附 則 (県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>第二十一条 平成八年五月一日から令和八年四月三十日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第三十一条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。</p> <p>(県民税における中小法人等に対する不均一課税)</p> <p>第二十二条 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第十九条第四項において法人とみなされるものであつて、かつ、各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年千円以下の法人に対する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に一・八分の〇・八を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないものであ</p>

るかどうかの判定は、法第五十三条第一項（法人の道府県民税の申告納付）に規定する法人税額の課税標準の算定期間

の末日の現況による。

3 他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の第一項の法人税額

が年千万円であるかどうかの判定は、法第五十七条第二項（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の申告納付）の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

4 法第五十三条第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間

が一年に満たない法人に対する第一項の規定の適用については、同項中「年千万円」とあるのは、「千万円に当該法人税額」の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た数を十二で除して計算した金額」とする。

5 略

るかどうかの判定は、法第五十三条第一項（法人の道府県民税の申告納付）に規定する法人税額の課税標準の算定期間又は同条第四

項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の現況による。

3 他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の第一項の法人税額又は個別帰属

法人税額が年千万円であるかどうかの判定は、法第五十七条第一項（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の申告納付）の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

4 法第五十三条第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間又は同条第四項に規定す

る連結法人税額の課税標準の算定期間が一年に満たない法人に対する第一項の規定の適用については、同項中「年千万円」とあるのは、「千万円に当該法人税額又は連結法人税額」の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た数を十二で除して計算した金額」とする。

5 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、次項及び附則第三項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(法人の県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定による改正後の栃木県県税条例附則第二十一条及び第二十二条第一項から第四項までの規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「四年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が一部施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

3 一部施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び一部施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が一部施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、第二条の規定による改正前の栃木県県税条例附則第二十一条及び第二十二条第一項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。

(税務課)

栃木県条例第三十九号

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和四十七年栃木県条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
1. 2 附 則 略	1. 2 附 則 略

(既設特定事業場に関する経過措置)
 3 第二条の規定は、附則別表に掲げる工場又は事業場(以下「既設特定事業場」という。)については、令和三年三月三十一日までの間、適用しない。
 4 既設特定事業場については、令和三年三月三十一日までの間、第三条第一項中「別表」とあるのは「附則別表」と、「特定事業場」とあるのは「附則別表に掲げる工場又は事業場」と、第四条中「特定事業場」とあるのは「附則別表に掲げる工場又は事業場」と、「ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)、亜鉛含有量、クロム含有量及び大腸菌群数」とあるのは「ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)、フェノール類含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び大腸菌群数」と、「同表」とあるのは「省令別表第二」と、第五条中「特定事業場」とあるのは「附則別表に掲げる工場又は事業場」と、第六条中「特定事業場」とあるのは「附則別表に掲げる工場又は事業場」と、第七条第一項中「別表」とあるのは「附則別表」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(既設特定事業場に関する経過措置)
 3 第二条の規定は、附則別表に掲げる工場又は事業場(以下「既設特定事業場」という。)については、平成三十三年三月三十一日までの間、適用しない。
 4 既設特定事業場については、平成三十三年三月三十一日までの間、第三条第一項中「別表」とあるのは「附則別表」と、「特定事業場」とあるのは「附則別表に掲げる工場又は事業場」と、第四条中「特定事業場」とあるのは「附則別表に掲げる工場又は事業場」と、「ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)、亜鉛含有量、クロム含有量及び大腸菌群数」とあるのは「ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)、フェノール類含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び大腸菌群数」と、「同表」とあるのは「省令別表第二」と、第五条中「特定事業場」とあるのは「附則別表に掲げる工場又は事業場」と、第六条中「特定事業場」とあるのは「附則別表に掲げる工場又は事業場」と、第七条第一項中「別表」とあるのは「附則別表」と読み替えてこれらの規定を適用する。

別表中

水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道施設に係る特定施設を有するもの	中央卸売市場に係る特定施設を有するもの
25 (日間平均) 20	25 (日間平均) 20
25 (日間平均) 20	/
50 (日間平均) 40	50 (日間平均) 40
/	/
/	/

を

水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道施設に係る特定施設を有するもの
25 (日間平均) 20
25 (日間平均) 20
50 (日間平均) 40
/
/

に「地方卸売市場」

20 (日間平均) 10	20 (日間平均) 10	20 (日間平均) 10
2 (日間平均) 1	2 (日間平均) 1	2 (日間平均) 1

を「遊池」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和二年十一月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十九号の二に掲げる特定施設（御売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条第六項に規定する中央御売市場に係るものに限る。）のみを設置している特定事業場（改正後の水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）附則第三項に規定する既設特定事業場を除き、設置の工事に着手しているものを含む。）に係る排水の化学的酸素要求量の上乗せ基準（改正後の条例第一条の上乗せ基準をいう。）及びその適用区域については、この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（環境保全課）

栃木県条例第四十号

栃木県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

栃木県安心子ども基金条例（平成二十一年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 略	1 略
2 この条例は、 <u>令和六年六月三十日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成三十二年六月三十日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（子ども政策課）

栃木県条例第四十一号

栃木県都市公園条例の一部を改正する条例

栃木県都市公園条例（昭和四十九年栃木県条例第六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(有料公園施設等) 第七条 略	(有料公園施設等) 第七条 略
2 略	2 略

3 有料公園施設を利用しようとする者は、規則で定める申請書を知事に提出し、許可を受けなければならない。ただし、個人で運動広場若しくは駐車場(栃木県総合運動公園の駐車場に限る。)を利用しようとする場合又はフィールドアスレチック施設、万人プール、水上アスレチック施設、ローラースケート場、ハング・パラグライダー場(附属設備を含む。)、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場(栃木県総合運動公園の駐車場を除く。)を利用しようとする場合は、この限りでない。

(使用料)

第十二条 栃木県総合運動公園の駐車場を利用する者は別表第一に、法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第三条第一項若しくは第三項の許可を受けて都市公園を使用する者は、別表第二に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 略

(利用料金)

第十四条の二 有料公園施設等(第十二条第一項の規定により使用料を納付するものを除く。)を利用する者は、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2~4 略

3 有料公園施設を利用しようとする者は、規則で定める申請書を知事に提出し、許可を受けなければならない。ただし、個人で運動広場

 を利用しようとする場合又はフィールドアスレチック施設、万人プール、水上アスレチック施設、ローラースケート場、ハング・パラグライダー場(附属設備を含む。)、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場

 を利用しようとする場合は、この限りでない。

(使用料)

第十二条 _____法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第三条第一項若しくは第三項の許可を受けて都市公園を使用する者は、別表第二に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 略

(利用料金)

第十四条の二 有料公園施設等

 を利用する者は、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2~4 略

別表第一中「(第7条関係)」を「(第7条、第12条関係)」に改め、同表の「栃木県総合運動公園」の部に次のように加える。

(3) 駐車場

施設名	使用区分		個人使用の場合	
	団体使用の場合	1 日	単 位	使 用 料
北第1駐車場	142,000円	普通自動車 1台1回		日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって使用するときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		大型バス 1台1回		日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって使用するときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
				日中使用時間が、2時間までの場合は無

北第2駐車場	102,000円	普通自動車 1台1回	料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって使用するときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		大型バス 1台1回	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって使用するときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
北第3駐車場	124,000円	普通自動車 1台1回	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって使用するときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		大型バス 1台1回	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって使用するときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
西駐車場	390,000円	普通自動車 1台1回	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって使用するときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		大型バス 1台1回	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって使用するときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
南第1駐車場	209,000円	普通自動車 1台1回	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって使用するときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		大型バス 1台1回	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって使用するときは、日中使用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		普通自動車	日中使用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただ

南第2駐車場	163,000円	1台1回	し、夜間にわたって使用するとき、日中 使用時間に係る部分の額に1,000円を加算 した額とする。
		大型バス 1台1回	日中使用時間が、2時間までの場合は無 料、2時間を超える場合は1,000円。た だし、夜間にわたって使用するとき、日 中 使用時間に係る部分の額に1,000円を加算 した額とする。
南管理用駐車場	—	普通自動車 1台1回	日中使用時間が、2時間までの場合は無 料、2時間を超え6時間までの場合は200 円、6時間を超える場合は300円。た だし、夜間にわたって使用するとき、日 中 使用時間に係る部分の額に1,000円を加算 した額とする。
		大型バス 1台1回	日中使用時間が、2時間までの場合は無 料、2時間を超える場合は1,000円。た だし、夜間にわたって使用するとき、日 中 使用時間に係る部分の額に1,000円を加算 した額とする。
東第1駐車場	372,000円	普通自動車 1台1回	日中使用時間が、2時間までの場合は無 料、2時間を超え6時間までの場合は200 円、6時間を超える場合は300円。た だし、夜間にわたって使用するとき、日 中 使用時間に係る部分の額に1,000円を加算 した額とする。
		大型バス 1台1回	日中使用時間が、2時間までの場合は無 料、2時間を超える場合は1,000円。た だし、夜間にわたって使用するとき、日 中 使用時間に係る部分の額に1,000円を加算 した額とする。
東第2駐車場	294,000円	普通自動車 1台1回	日中使用時間が、2時間までの場合は無 料、2時間を超え6時間までの場合は200 円、6時間を超える場合は300円。た だし、夜間にわたって使用するとき、日 中 使用時間に係る部分の額に1,000円を加算 した額とする。
		大型バス 1台1回	日中使用時間が、2時間までの場合は無 料、2時間を超える場合は1,000円。た だし、夜間にわたって使用するとき、日 中 使用時間に係る部分の額に1,000円を加算 した額とする。

備考

- 1 1日とは、午前6時から午後9時30分までをいう。
- 2 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（3において「自動車」という。）（二輪であるもの（側車付二輪自動車を除く。3において「二輪車」という。）を除く。）のうち、その高さが2.9メートル未満のものをいう。

- 3 大型バスとは、二輪車及び普通自動車以外の自動車をいう。
- 4 日中使用時間とは、午前6時から午後9時30分までにおいて継続して使用する時間をいう。
- 5 夜間とは、午後9時30分から翌日の午前6時までをいう。
- 6 日中使用時間に係る部分の額とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。
 - (1) 日中使用時間（夜間にわたって使用するときの午後9時30分における日中使用時間に限る。以下同じ。）が2時間までの場合 零
 - (2) 普通自動車の日中使用時間が2時間を超え6時間までの場合 200円
 - (3) 普通自動車の日中使用時間が6時間を超える場合 300円
 - (4) 大型バスの日中使用時間が2時間を超える場合 1,000円
- 7 駐車場を個人で使用する場合で、使用開始日の翌日の午前6時後にわたって使用するとき、当該午前6時までの使用を1回とし、当該午前6時以後の継続して使用する時間24時間までごとの使用をそれぞれ1回として計算するものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第7条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 略 2 栃木県井頭公園 (1)～(4) 略 (5) 駐車場（一万人プールに隣接して設置されるものに限る。） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 「二輪車」とは、道路運送車両法_____第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）のうち二輪であるもの（側車付二輪自動車を除く。）及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。 2～4 略 3～9 略 	<p>別表第1（第7条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 略 2 栃木県井頭公園 (1)～(4) 略 (5) 駐車場（一万人プールに隣接して設置されるものに限る。） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 「二輪車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「自動車」という。）のうち二輪であるもの（側車付二輪自動車を除く。）及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。 2～4 略 3～9 略

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（都市整備課）

栃木県条例第四十二号

栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

栃木県高等学校等修学資金貸与条例（平成十四年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(延滞金)</p> <p>第十条 略</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 前項の延滞金の額は、延滞している修学資 	<p>(延滞金)</p> <p>第十条 略</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 前項の延滞金の額は、延滞している修学資

金の額に延滞した期間が六月を超えるごとに六月について一・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

金の額に延滞した期間が六月を超えるごとに六月について二・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和二年十一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の栃木県高等学校等修学資金貸与条例第十条第二項の規定は、栃木県高等学校等修学資金貸与条例第十条第一項に規定する延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(教育委員会事務局総務課)

栃木県条例第四十三号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例(平成五年栃木県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の許可)</p> <p>第三条 体育施設のうち、別表に掲げる施設、附属設備及び器具(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、栃木県体育館の本館若しくは別館の競技場、弓道場若しくはプール、栃木県立日光霧降アイスアリーナの競技場、栃木県立県南体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場若しくはトレーニング室、栃木県立県北体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、武道場若しくはトレーニング室、栃木県立温水プール館のプール、栃木県総合運動公園北・中央エリアの陸上競技場、<u>第二陸上競技場、相撲場、トレーニング室、</u>武道館若しくは多目的広場(投てき場)又は栃木県総合運動公園東エリアのメインアリーナ、サブアリーナ、多目的スタジオ、トレーニング室、屋内水泳場若しくは体育館分館(第八条において「特定施設」という。)を普通利用しようとする者については、この限りでない。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第三条 体育施設のうち、別表に掲げる施設、附属設備及び器具(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、栃木県体育館の本館若しくは別館の競技場、弓道場若しくはプール、栃木県立日光霧降アイスアリーナの競技場、栃木県立県南体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場若しくはトレーニング室、栃木県立県北体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、武道場若しくはトレーニング室、栃木県立温水プール館のプール、栃木県総合運動公園北・中央エリアの陸上競技場、<u>第二陸上競技場、相撲場、トレーニング室若しくは</u>武道館 又は栃木県総合運動公園東エリアのメインアリーナ、サブアリーナ、多目的スタジオ、トレーニング室、屋内水泳場若しくは体育館分館(第八条において「特定施設」という。)を普通利用しようとする者については、この限りでない。</p>

別表7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料の部(1)運動施設の款イ普通利用の場合の項に次のように加える。

(ウ) 多目的広場(投てき場)

利用者	利用時間
多目的広場(投てき場)を利用する者 (1人1回につき)	午前8時30分から午後6時まで
	200円

別表7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料の部(1)運動施設の款イ専用利用の場合の項に次

多目的広場(投てき場)

(ア) 多目的広場(投てき場)

利用区分		利用時間	午前8時30分から 正午まで	正午から 午後6時まで	午前8時30分から 午後6時まで
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合		3,320円	4,480円	7,560円
	入場料を徴収する場合		8,300円	11,200円	18,900円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合		8,300円	11,200円	18,900円
	入場料を徴収する場合		83,000円	112,000円	189,000円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線に示すように改正する。

改正後					改正前						
別表(第10条、第13条関係) 1～6 略 7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料 (1) 略 (2) 会議室 ア・イ 略 ウ 武道館及び合宿所の会議室					別表(第10条、第13条関係) 1～6 略 7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料 (1) 略 (2) 会議室 ア・イ 略 ウ 武道館_____の会議室						
施設区分		利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	施設区分		利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
武道館	略	略	略	略	略	武道館	略	略	略	略	略
合宿所	会議室 1		2,280円	2,790円	2,790円	合宿所	会議室 1		2,280円	2,790円	2,790円
	会議室 2		2,280円	2,790円	2,790円		会議室 2		2,280円	2,790円	2,790円
(3)～(5) 略 (6) 宿泊施設					(3)～(5) 略 (6) 宿泊施設						
施設	利用者	高校生等以下(1人1泊に)	高校生等以下(1人1泊に)	その他の者(1人1泊に)	その他の者(1人1泊に)	施設	利用者	高校生等以下(1人1泊に)	高校生等以下(1人1泊に)	その他の者(1人1泊に)	その他の者(1人1泊に)

	利用区分	つき)	つき)
合宿所	県内に居住する者が利用する場合	660円	1,320円
	県外に居住する者が利用する場合	1,320円	2,640円

	利用区分	つき)	つき)
合宿所	県内に居住する者が利用する場合	530円	1,110円
	県外に居住する者が利用する場合	1,110円	2,230円

(7) 略
備考

1～3 略

4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場(本球場)、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場若しくは多目的広場(投てき場)(以下「第2陸上競技場等」という。)若しくはテニスコートを専用利用する場合又は第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場若しくはテニスコートの会議室を利用する場合の使用料は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1)・(2) 略

5 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に武道館を専用利用する場合又は武道館若しくは合宿所の会議室、師範室若しくは控室を利用する場合の使用料は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 武道館並びに武道館及び合宿所の会議室 午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている使用料の額の4分の1に相当する額

(2) 略

6 高校生等以下の者が陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート若しくは武道館を専用利用する場合又は陸上競技場、第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・

(7) 略
備考

1～3 略

4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場(本球場)、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場若しくは相撲場(以下「第2陸上競技場等」という。)若しくはテニスコートを専用利用する場合又は第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場若しくはテニスコートの会議室を利用する場合の使用料は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1)・(2) 略

5 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に武道館を専用利用する場合又は武道館_____の会議室、師範室若しくは控室を利用する場合の使用料は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 武道館及び武道館_____の会議室 午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている使用料の額の4分の1に相当する額

(2) 略

6 高校生等以下の者が陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート若しくは武道館を専用利用する場合又は陸上競技場、第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・

ラグビー場、テニスコート、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の使用料は、この表及び前3項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

7・8 略

9 入場料を徴収して陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート又は武道館を専用利用する者が当該専用利用に際し陸上競技場、第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室又は附属設備及び器具を利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表及び第3項から第6項までに定める額に2を乗じて得た額とする。

8 略

ラグビー場、テニスコート若しくは武道館の会議室、ラウンジ、師範室、控室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の使用料は、この表及び前3項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

7・8 略

9 入場料を徴収して陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート又は武道館を専用利用する者が当該専用利用に際し陸上競技場、第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート若しくは武道館の会議室、ラウンジ、師範室、控室又は附属設備及び器具を利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表及び第3項から第6項までに定める額に2を乗じて得た額とする。

8 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第三条ただし書の改正規定、別表7栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料の部(1)運動施設の款で普通利用の場合の項に次のように加える改正規定、同款で専用利用の場合の項に次のように加える改正規定、同部備考第四項の改正規定及び附則第三項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例に規定する宿泊施設に宿泊する者の当該宿泊に係る使用料については、なお従前の例による。

(栃木県都市公園条例の一部改正)

3 栃木県都市公園条例（昭和四十九年栃木県条例第六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前															
別表第1（第7条、第12条関係） 1 栃木県総合運動公園 (1) 運動施設		別表第1（第7条、第12条関係） 1 栃木県総合運動公園 (1) 運動施設															
<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">施設名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="4">栃木県総合運動公園北・中央エリア</td><td>略</td></tr> <tr><td>武 道 館</td></tr> <tr><td>多目的広場（投てき場）</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </tbody> </table>		施設名		栃木県総合運動公園北・中央エリア	略	武 道 館	多目的広場（投てき場）	略	<table border="1"> <thead> <tr><th colspan="2">施設名</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="4">栃木県総合運動公園北・中央エリア</td><td>略</td></tr> <tr><td>武 道 館</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </tbody> </table>		施設名		栃木県総合運動公園北・中央エリア	略	武 道 館	略	略
施設名																	
栃木県総合運動公園北・中央エリア	略																
	武 道 館																
	多目的広場（投てき場）																
	略																
施設名																	
栃木県総合運動公園北・中央エリア	略																
	武 道 館																
	略																
	略																

略

(2)・(3) 略
2～9 略

略

(2)・(3) 略
2～9 略

(教育委員会事務局のホームページ掲載)